

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略) 済生会新潟県中央 基幹病院	(略) 三条市上須頃 5001番地1	三条市	<u>三条総合病院</u> (略)	三条市塚野目5 丁目1-62 (略)
村上市	<u>肴町介護医療院</u> (略)	村上市田端町16- 7 (略)	村上市	<u>肴町病院</u> (略)	村上市田端町16- 7 (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護付有料老人ホ ーム おもしろ荘	(略) 長岡市北荷頃34 番地2	長岡市	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。